

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年11月26日提出
【計算期間】	第16特定期間(自 2021年 3 月 2 日至 2021年 8 月27日)
【ファンド名】	米国・シェールMLP・高配当株ファンド
【発行者名】	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 徳地 立人
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【事務連絡者氏名】	橋本 美紀
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
【電話番号】	03-6230-9062
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます。）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に実質的に投資を行うことにより、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型		不動産投信
	内外	その他資産
		()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年１回	グローバル		あり
一般	年２回	（日本を含む）		（ ）
大型株	年４回	日本	ファミリー	なし
中小型株	年６回	北米	ファンド	
債券	（隔月）	欧州		
一般	年12回	アジア		
公債	（毎月）	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット	（ ）	中近東		
属性		（中東）		
（ ）		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
（投資信託証券				
（資産複合（株				
式、不動産投信、				
その他資産）資産				
配分変更型））				
資産複合				
（ ）				
資産配分				
固定型				
資産配分				
変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表および属性区分表に係る用語の定義は以下の通りです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

＜商品分類の定義＞

１．単位型投信・追加型投信の区分

- （１）単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

２．投資対象地域による区分

- （１）国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- （３）内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

３．投資対象資産による区分

- （１）株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- （５）資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

４．独立した区分

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- （３）ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第１号及び第２号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第９条の４の２に規定する上場証券投資信託をいう。

<補足として使用する商品分類>

- （１）インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分の定義>

１．投資対象資産による属性区分

（１）株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

（２）債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

（３）不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

（４）その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

（５）資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

２．決算頻度による属性区分

年１回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

年２回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

年４回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

年６回（隔月）：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回（毎月）：目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3．投資対象地域による属性区分（重複使用可能）

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東（中東）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4．投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5．為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6．インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7．特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

1 米国の金融商品取引所に上場している高配当株等に投資を行います。

- 主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます。）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に実質的に投資します。
- 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- 各銘柄の配当の継続性、配当の成長性、財務の健全性、株価の水準等に着眼してポートフォリオを構築します。
- 投資対象とする各資産クラス間の投資比率に目標は設けません。ただし、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）への投資比率は50%以内とします。

「MLP」
とは

マスター・リミテッド・パートナーシップ（Master Limited Partnership）の略称。
米国で行われている共同投資事業形態の1つで、米国の金融商品取引所で取引されています。MLPの多くは、エネルギー・天然資源に関する事業を行っています。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用します。

- | | |
|---|---------------------------------|
| ● LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）
（適格機関投資家専用） | 委託会社：
フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社 |
|---|---------------------------------|

- 「LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」を主要投資対象とし、高位組入を維持することを基本とします。
- フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社は、上記主要投資対象ファンドが投資するマザーファンドの運用の指図に関する権限を、クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーに委託します。

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社の概要

- ▶ フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社です。
- ▶ フランクリン・テンプルトン・グループは、米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置くフランクリン・リソーシズ・インクおよび傘下の子会社で構成される独立系の資産運用会社グループです。世界30か国以上に拠点を有し、複数の資産クラスにおいて1,300名を超える投資プロフェッショナルと約1.6兆米ドル（約172兆円）*の運用資産残高を有しています。

* 2021年6月末現在。

クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの概要

- ▶ 米国ニューヨーク州に本社を置き、主として米国株式全般の運用を専門に行う、フランクリン・テンプルトン・グループの運用会社です。
- ▶ 経験豊富なポートフォリオ・マネージャーが、MLP、REIT、転換社債を含む米国株式全般を投資対象とした多様な投資戦略に基づき運用を行っています。
- ▶ 機関投資家向け、個人投資家向けを合わせた運用資産総額は、約1,985億米ドル（約22兆円）*。

* 2021年6月末現在。

※ フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社から入手した2021年6月末現在の情報を基に作成しております。

※ 米ドルの円貨換算は、2021年6月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売相場（1米ドル=110.58円）によります。

- | | |
|------------------------------------|----------------------------------|
| ● ユナイテッド日本債券ベビーファンド
（適格機関投資家向け） | 委託会社：
あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 |
|------------------------------------|----------------------------------|

3 原則として、外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

実質的に投資する外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、当ファンドの基準価額および分配金は、円と米ドルの為替相場の変動の影響を受けます。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

■ 分配方針

年4回（毎年2月、5月、8月および11月の各27日（休業日の場合は翌営業日））の決算時に、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

信託金限度額

- ・1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

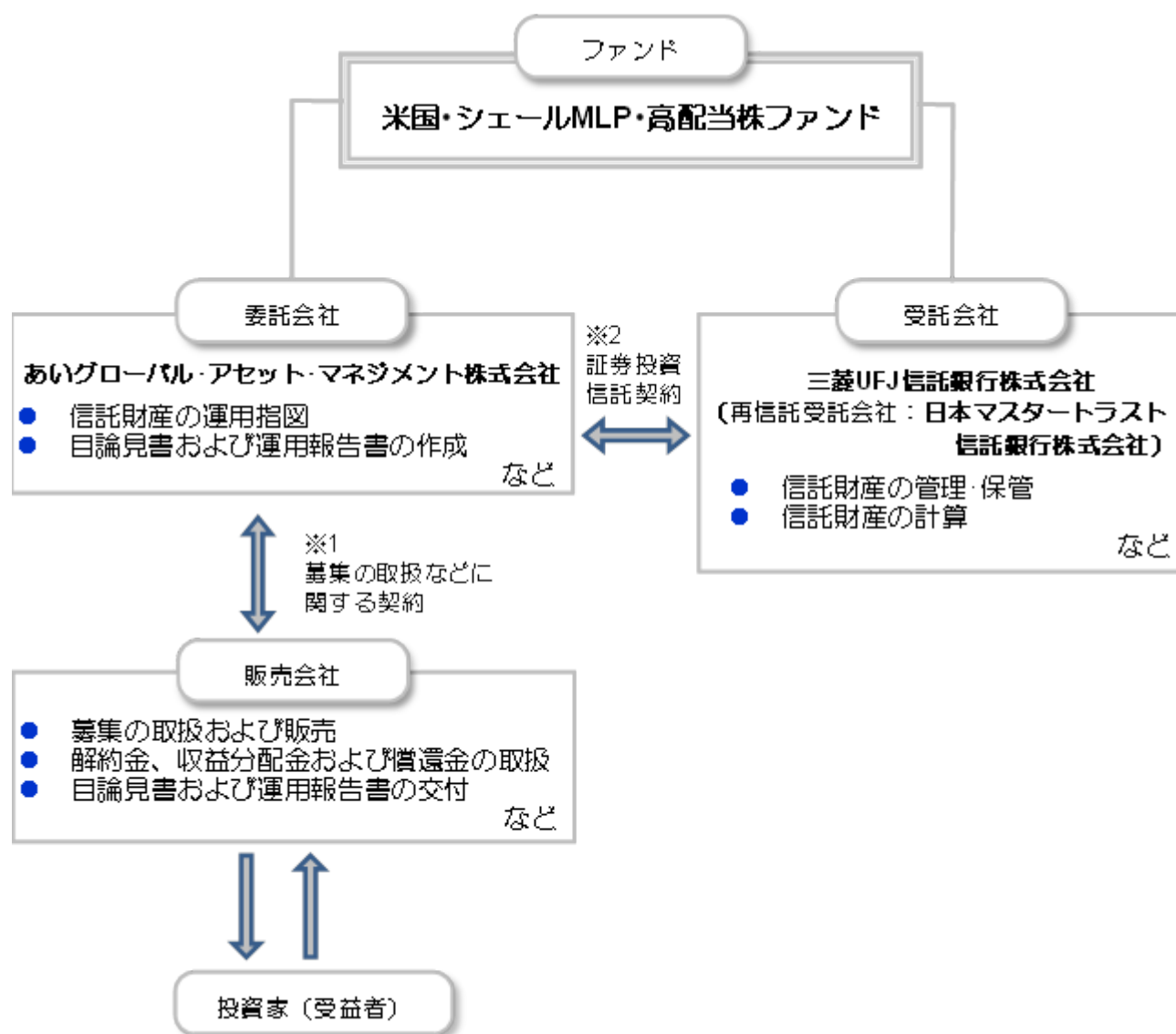
(2) 【ファンドの沿革】

2013年9月3日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

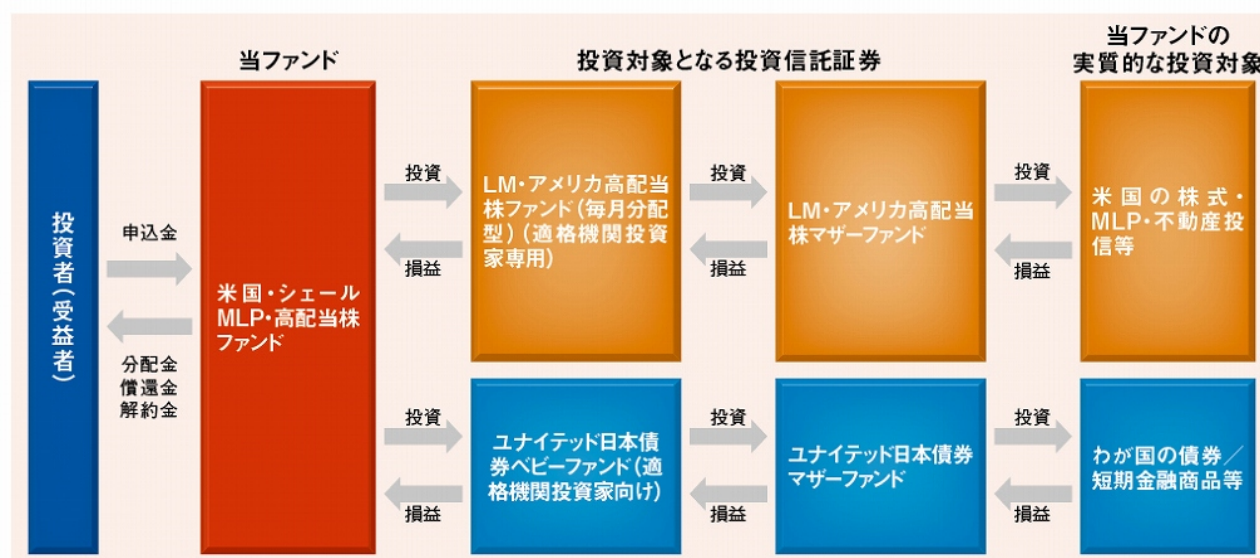
ファンドの仕組



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組>

- 当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。
- ファンド・オブ・ファンズ形式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組で、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



委託会社の概況（2021年9月末現在）

1) 資本金

4億7,500万円

2) 沿革

- 1999年9月17日 : 米ユニテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの子会社としてユニテッド投信株式会社を設立
- 1999年10月26日 : 証券投資信託委託業の認可取得
- 2000年10月6日 : オールド・ミューチュアル（U.S.）・ホールディングス・インクの子会社となる
- 2004年1月20日 : 投資顧問会社として登録
- 2005年3月30日 : 日本アジアホールディングス株式会社の子会社となる
- 2005年10月31日 : 投資一任業務に係る認可を取得、ユーエイエムジャパンインクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユニテッド投信投資顧問株式会社に変更
- 2007年9月30日 : 金融商品取引業者として登録
- 2013年7月13日 : 会社名をユニテッド投信投資顧問株式会社から日本アジア・アセット・マネジメント株式会社に変更
- 2015年7月1日 : 日本アジア証券株式会社の100%子会社となる
- 2017年2月1日 : 日本アジアファイナンシャルサービス株式会社の100%子会社となる
- 2018年5月31日 : iホールディングス株式会社及びあい証券株式会社の100%子会社となる
- 2018年10月1日 : 会社名を日本アジア・アセット・マネジメント株式会社からあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社に変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
iホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	4,716株	60%
あい証券株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	3,144株	40%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

この投資信託は、投資信託証券への投資を通じて、主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます。）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、安定的な収益の確保および信託財産の中長期的な成長を目指します。

LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）を主要投資対象とします。

LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）の組入比率は、原則として高位を維持します。

実質的に投資する外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

市場動向や資金動向等に急激な変化が生じたとき、ならびにこの投資信託の残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき、もしくはやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。））ならびに投資法人および外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、証券投資信託「LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）」および証券投資信託である「ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）」（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。以下「投資信託証券」といいます。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限りします。

- 1．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 2．コマーシャル・ペーパー
- 3．外国または外国の者の発行する証券または証書で、2．の証券の性質を有するもの
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）

なお、第1号の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等および委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

投資対象とする投資信託証券の概要

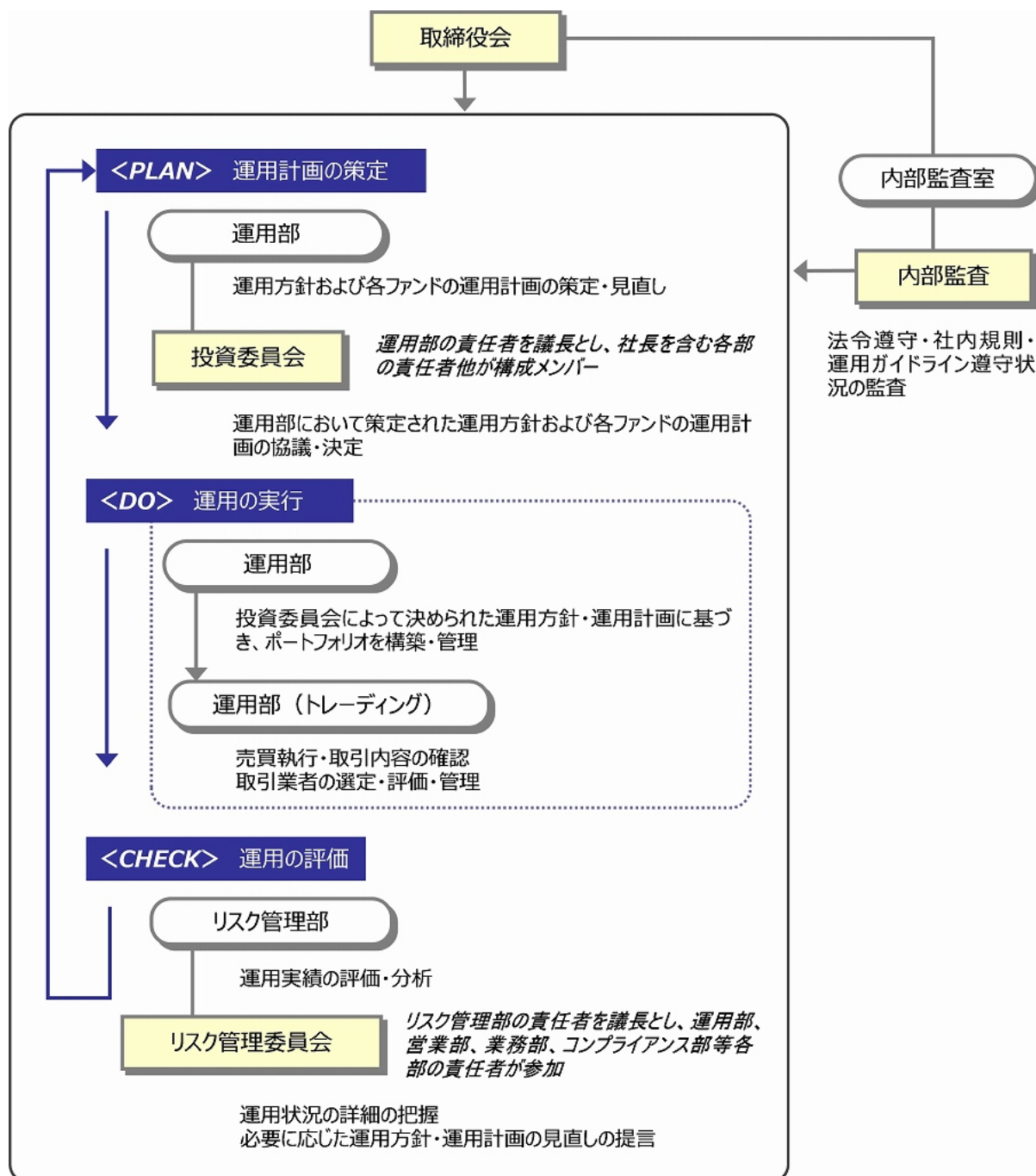
フ ァ ン ド 名	LM・アメリカ高配当株ファンド（毎月分配型）（適格機関投資家専用）
主 要 投 資 対 象	LM・アメリカ高配当株マザーファンド* * クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー（在米国）に、運用の指図に関する権限を委託しています。
運用の基本方針	マザーファンドを通じて、主に米国の金融商品取引所に上場している株式（優先株式を含みます）、MLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の長期的成長を目指します。
投資方針・特色	① マザーファンドにおいては、配当収入の確保と信託財産の長期的な成長を目指します。 ② マザーファンドの組入比率は、原則として高位を維持します。 ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ④ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信 託 報 酬	① 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.6380%（税抜年 0.58%）の率を乗じて得た額とします。なお、クリアブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーの報酬は、委託会社が収受する委託者報酬から支払われます。 ② 上記信託報酬のほか、信託事務の諸費用およびその他の諸費用（監査費用、受益権の管理および税務事務等の費用。純資産総額の0.05%を上限）をファンドから支払います。
委 託 会 社	フランクリン・テンブルトン・ジャパン株式会社

フ ァ ン ド 名	ユナイテッド日本債券ベビーファンド（適格機関投資家向け）
主 要 投 資 対 象	ユナイテッド日本債券マザーファンド
投資方針・特色	① 信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。 ② マザーファンドへの投資を通じて、主として、わが国の債券に投資します。 ③ わが国のファンダメンタルズ、金利動向などの分析・評価に基づき、デデュレーションをアクティブに変更し、収益の獲得を目指します。 ④ AA格以上の格付を有する債券を中心に投資適格債券に投資し、信用リスクの低減を図ります。 ⑤ 市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信 託 報 酬	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.220%（税抜年 0.200%）の率を乗じて得た額とします。
委 託 会 社	あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社

上記は、有価証券届出書提出日現在の内容であり、今後変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



委員会名または部署名	役割
投資委員会 （原則月1回開催）	当社または再委託先が行う運用について、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置等を決定するとともに、資産運用リスク管理上必要な事項等の決定を行います。
リスク管理委員会 （原則月1回開催）	当社の運用するファンドの運用状況を詳細に把握し、運用実績の評価・分析およびリスク管理面からのモニタリングを行い、必要に応じて、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会へ勧告します。
コンプライアンス委員会 （原則月2回開催）	当社または再委託先が行う運用が信託約款に準拠して行われるとともに、投資判断の妥当性が確保され、合理的な運用成果が得られているか等の検証を行い、運用計画の見直しの要否、運用の継続の可否および運用上必要な措置について投資委員会に報告または勧告を行います。
運用部 （トレーディング） （2名程度）	投資委員会で協議・決定された投資戦略に基づいて、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書に基づいて、運用の指図を行います。 有価証券等（余剰資金を含む）の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、売買の結果について最良執行の観点からの検証・分析ならびに業者選定を行います。
内部監査室 （1名程度）	法令、社内規則および運用ガイドライン等の遵守状況の内部監査を行います。
業務部 （4名程度）	商品企画関連業務、投資信託財産の計理および管理に関する業務、また当社の運用するファンドに関する情報開示（レポート）を行います。
リスク管理部 （2名程度）	当社の運用するファンドについて、運用実績の評価・分析およびリスク管理面からのモニタリングを行います。

・社内規程

委託会社では、社内規程でファンドの運用に当たって遵守すべき事項等を定めているほか、「利益相反管理規程」、「ポートフォリオの設定・管理と発注に関するマニュアル」等の規程及びマニュアルを定め、法令遵守の徹底ならびにインサイダー取引および利益相反取引の防止に努めています。また、「資産運用リスク管理規程」において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用部から独立したリスク管理部が、運用の指図および運用状況について、運用の基本方針や運用ガイドライン等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を行っています。

なお、当社が第三者へ運用の指図権限を委託する場合には、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規程」に従い、事前チェックおよび定期モニタリング等を実施しています。

・ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託会社（信託銀行（再信託受託会社を含みます。））については、受託会社が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

また、受託会社に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。発注先業者については、受益者および顧客の利益を最優先としたトレーディング業務を遂行するため、定められた事項（信用リスク、取引執行能力、事務取扱能力、手数料率および情報提供力）に基づき評価した上で選定・採用しています。

また、原則として6ヶ月毎に、上記事項に基づき発注先業者を評価しています。

上記の運用体制は、2021年9月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取コース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払は販売会社において行われます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

１）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

２）株式への直接投資は行いません。

３）デリバティブ取引の直接利用は行いません。

４）外貨建資産への直接投資は行いません。

５）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

６）資金の借入れ

１．委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

２．前記１．の資金借入額は、次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

イ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取の確定している資金の額の範囲内

ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ）借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

３．一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とします。

４．再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

５．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

７）同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがガルクスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

８）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

< 基準価額の主な変動要因 >

- ・ 当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。また、外貨建資産に実質的に投資しますので、為替相場の変動などの影響も受けます。
- ・ したがって、受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。
- ・ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ・ 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する投資信託証券の基準価額の変動要因の主なものは、以下の通りです。

株価変動リスク（株価が下がると、基準価額が下がるリスク）

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの実質的な投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼすことがあります。

MLPの価格変動リスク（MLPの価格が下がると、基準価額が下がるリスク）

当ファンドが実質的に投資しているMLP（マスター・リミテッド・パートナーシップ）の多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を主な投資対象とするため、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の影響を受け価格が変動します。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資しているMLPの価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。

不動産投資信託の価格変動リスク（不動産投資信託の価格が下がると、基準価額が下がるリスク）

ク）

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下および賃貸収入等の減少により下落することがあります。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがあります。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク（円高になると、基準価額が下がるリスク）

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損（円換算した評価額が減少すること）が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割込むことがあります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

< その他の留意点 >

ファンド運営上のリスク

（Ａ）取得申込の受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込の受付を中止することがあり、また、既に受付けた取得のお申込の受付を取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込の受付を中止する場合があります。

（Ｂ）信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、この信託が主要投資対象とする投資信託受益証券が存続しないこととなる場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

（Ｃ）MLPに適用される法律または税制

ファンドの実質的な投資対象であるLM・アメリカ高配当株マザーファンドが収受するMLPの配当金の受取時に、米国における連邦税として、原則、配当金の21%を上限とした源泉徴収が行われます。その後、通常、年に1度、米国において税務申告を行うことにより、MLPへの投資を通じて得られる収益等に対する連邦税（所得税および支店利益税）の課税額が確定し、源泉徴収された額との調整が行われます。

税務申告時に確定した連邦税の課税額が、配当金受取時の源泉税額より小さくなった場合は源泉税の還付を申請し、源泉税額より大きくなった場合は追加納税を行います。また、連邦税のほかにもMLPが事業を行う州において州税の課税対象となります。

（注）2022年1月1日以降のMLPの売却時に売却代金に対して10%の源泉徴収が行われるという規則が、米国税務当局から公表されております。売却時に源泉徴収が行われる場合には、上記の配当金に対する源泉徴収と同様、税務申告で確定した課税額との調整が行われる見込みです。

税務申告に伴う還付や納税に備えて、原則、引当額を計上する計理処理を行います。ただし、計上した引当額が、税務申告時に確定した税額と異なることがあります。

上記の税金の支払い、還付および計理処理により、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

上記記載は、2021年6月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものであり、MLPに適用される税制等の変更に伴い変更される場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

（Ａ）販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払についても、販売会社へ支払った後の受益者への支払については、委託会社および受託会社は責任を負いません。委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

（Ｂ）受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払をした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

（２）リスク管理体制

- ・運用リスク管理および運用ガイドラインなどの遵守状況のモニタリング、運用状況の分析・評価に関しては、運用部から独立したリスク管理部が行っています。
- ・リスク管理部は、運用上必要な措置等についてリスク管理委員会へ報告し、リスク管理委員会は、必要に応じ投資委員会へ勧告を行います。これらの部署および委員会は、適切な運用・リスク管理体制が維持されるように努めています。
- ・資産運用リスク管理について：

市場リスク、信用リスク、取引先リスク、流動性リスク等を対象とします。

担当部である運用部が日々リスクの管理を行い、統括部であるリスク管理部に報告します。統括部は、リスク分析・評価およびリスクへの対応状況を検証し、原則として月に一度開催される投資委員会で内

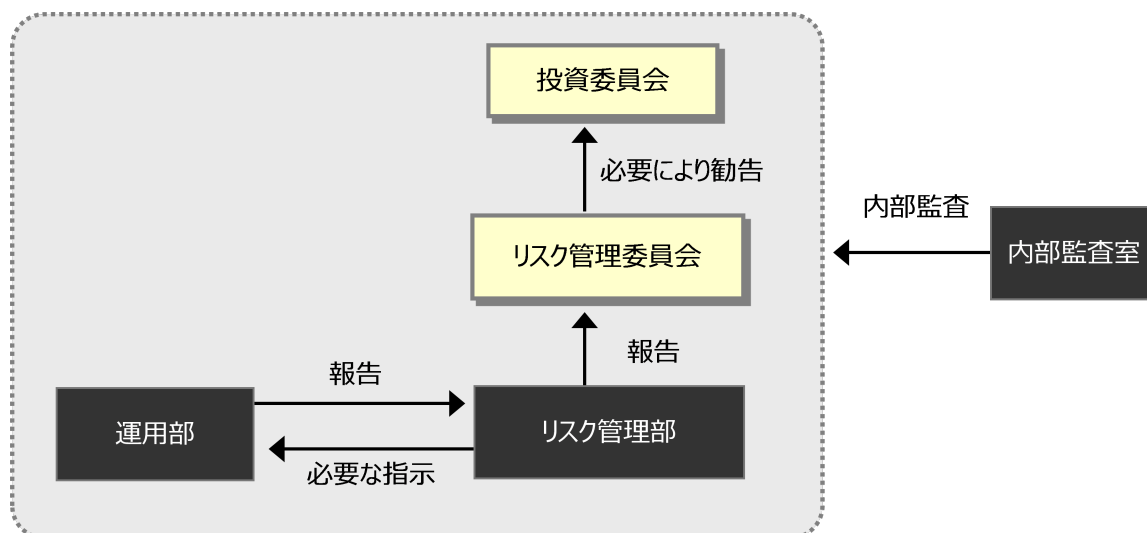
容を報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。

・その他のリスク管理について：

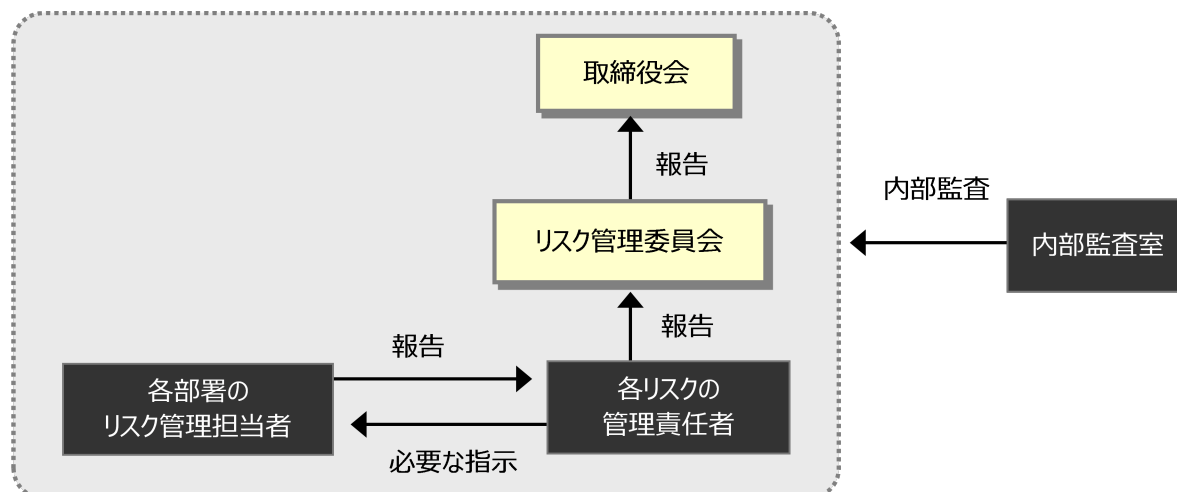
事務リスク、システム・リスク、コンプライアンス・リスク等を対象とします。

各部のリスク管理担当者がリスクの管理を行い、各リスクのリスク管理責任者である部の責任者へ定期的に内容を報告します。リスク管理責任者は、原則として月に一度開催されるリスク管理委員会で報告します。同委員会は、この報告に基づき必要な協議・決議を行います。また、想定外のリスクが顕在化した場合には、その都度速やかに対応します。対応策等、必要な措置を含め検討結果を取締役会に報告します。

資産運用リスクの管理



その他のリスクの管理



上記体制は2021年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

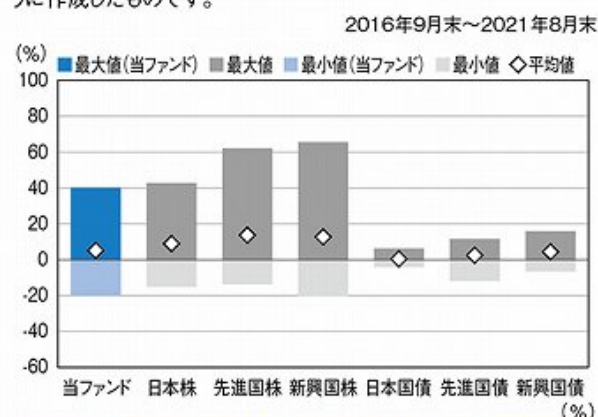


※ 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

※ 年間騰落率は、2016年9月から2021年8月の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	40.1	42.8	62.2	65.6	6.4	11.6	16.0
最小値	△20.0	△15.1	△13.6	△20.4	△4.1	△11.9	△6.6
平均値	5.2	9.0	13.7	12.7	0.5	2.5	4.4

※ 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※ 2016年9月から2021年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※ 決算日に対応した数値とは異なります。

※ 「当ファンド」は分配金再投資基準価額の騰落率です。

< 代表的な各資産クラスの指数 >

日本株 Morningstar 日本株式指数
先進国株 Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
新興国株 Morningstar 新興国株式指数
日本国債 Morningstar 日本国債指数
先進国債 Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
新興国債 Morningstar 新興国ソブリン債指数

※ 全て税引前の利子・配当込みの指数値を使用しています。海外資産の指数については、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数値を使用しています。

< 各指数の概要 >

日本株 Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株 Morningstar 先進国株式(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株 Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債 Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債 Morningstar グローバル国債(除く日本)指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債 Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

< 重要事項 >

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の可否、特に当ファンドに投資することの可否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えばこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

● 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに当社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.85%（税抜3.5%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.2540%（税抜1.140%）
投資対象とする投資信託証券	0.6171%（税抜0.561%）程度
実質的負担	1.8711%（税抜1.701%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日計上され、信託財産の純資産総額に対し年1.2540%（税抜1.140%）の率を乗じて得た額とします。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬について算出したものです。実際の運用管理費用（信託報酬）は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。

投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第１ファンドの状況 - 2 投資方針 - （２）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.14%	0.55%	0.55%	0.04%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- １）この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
- ２）振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- ３）有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- ４）目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ５）信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ６）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ７）この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ８）格付の取得に要する費用
- ９）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問合せください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行われます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度（愛称「NISA」）をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（愛称「ジュニアNISA」）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問合せください。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込の場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。

普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

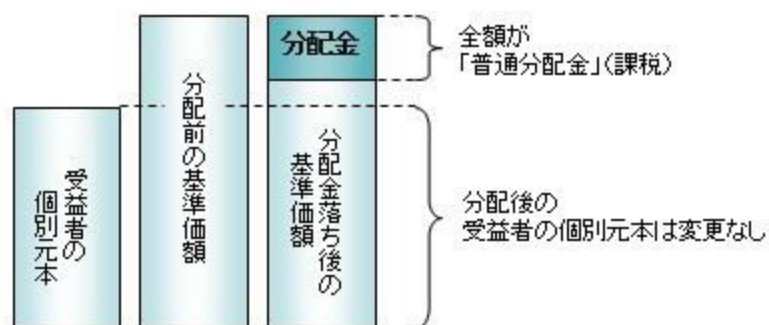
ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

外国税額控除

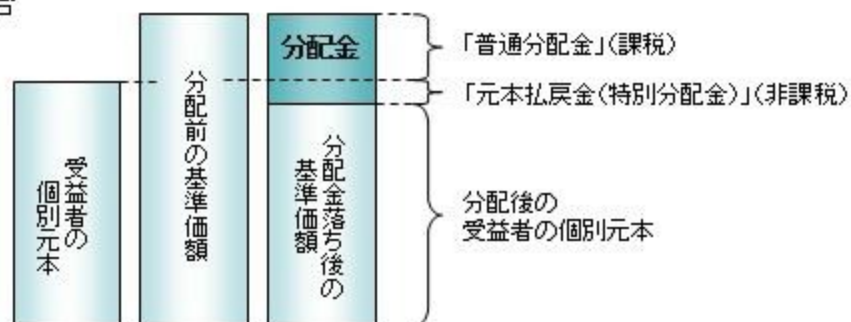
外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は有価証券届出書提出日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2021年8月31日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,272,369,534	99.78
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	-	2,751,743	0.22
合計(純資産総額)		1,275,121,277	100.00

(注) 国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託 受益証券	L M・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)	1,365,023,361	0.9109	1,243,399,779	0.9218	1,258,278,534	98.68
日本	投資信託 受益証券	ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	14,204,638	0.9923	14,095,262	0.9920	14,091,000	1.11

(注) 国・地域は、発行者が法的に登録されている国の、または登録が行われていない場合は法的な所在地のある国を表します。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.78
合 計	99.78

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1特定期間末 (2014年2月27日)	4,162	4,286	1.0121	1.0421
第2特定期間末 (2014年8月27日)	4,169	4,290	1.0355	1.0655
第3特定期間末 (2015年2月27日)	5,362	5,670	1.0470	1.1070
第4特定期間末 (2015年8月27日)	4,501	4,527	0.8510	0.8560
第5特定期間末 (2016年2月29日)	2,330	2,346	0.7350	0.7400
第6特定期間末 (2016年8月29日)	1,939	1,952	0.7498	0.7548
第7特定期間末 (2017年2月27日)	1,878	1,889	0.8493	0.8543
第8特定期間末 (2017年8月28日)	1,452	1,462	0.7853	0.7903
第9特定期間末 (2018年2月27日)	1,325	1,334	0.7847	0.7897
第10特定期間末 (2018年8月27日)	1,397	1,405	0.8645	0.8695
第11特定期間末 (2019年2月27日)	1,251	1,259	0.8182	0.8232
第12特定期間末 (2019年8月27日)	1,176	1,183	0.8092	0.8142
第13特定期間末 (2020年2月27日)	1,168	1,175	0.8559	0.8609
第14特定期間末 (2020年8月27日)	1,067	1,074	0.7878	0.7928
第15特定期間末 (2021年3月1日)	1,098	1,104	0.8288	0.8338
第16特定期間末 (2021年8月27日)	1,260	1,266	0.9980	1.0030
2020年8月末日	1,068	-	0.7890	-
9月末日	1,022	-	0.7569	-
10月末日	989	-	0.7356	-
11月末日	1,057	-	0.7902	-
12月末日	1,067	-	0.8004	-
2021年1月末日	1,093	-	0.8234	-
2月末日	1,112	-	0.8395	-
3月末日	1,173	-	0.8938	-
4月末日	1,215	-	0.9354	-
5月末日	1,226	-	0.9527	-
6月末日	1,261	-	0.9836	-
7月末日	1,267	-	0.9981	-
8月末日	1,275	-	1.0096	-

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間	2013年9月3日～2014年2月27日	0.0900
第2特定期間	2014年2月28日～2014年8月27日	0.0600
第3特定期間	2014年8月28日～2015年2月27日	0.1400
第4特定期間	2015年2月28日～2015年8月27日	0.0650
第5特定期間	2015年8月28日～2016年2月29日	0.0100
第6特定期間	2016年3月1日～2016年8月29日	0.0100
第7特定期間	2016年8月30日～2017年2月27日	0.0100
第8特定期間	2017年2月28日～2017年8月28日	0.0100
第9特定期間	2017年8月29日～2018年2月27日	0.0100
第10特定期間	2018年2月28日～2018年8月27日	0.0100
第11特定期間	2018年8月28日～2019年2月27日	0.0100
第12特定期間	2019年2月28日～2019年8月27日	0.0100
第13特定期間	2019年8月28日～2020年2月27日	0.0100
第14特定期間	2020年2月28日～2020年8月27日	0.0100
第15特定期間	2020年8月28日～2021年3月1日	0.0100
第16特定期間	2021年3月2日～2021年8月27日	0.0100

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
第1特定期間	2013年9月3日～2014年2月27日	10.21
第2特定期間	2014年2月28日～2014年8月27日	8.24
第3特定期間	2014年8月28日～2015年2月27日	14.63
第4特定期間	2015年2月28日～2015年8月27日	12.51
第5特定期間	2015年8月28日～2016年2月29日	12.46
第6特定期間	2016年3月1日～2016年8月29日	3.37
第7特定期間	2016年8月30日～2017年2月27日	14.60
第8特定期間	2017年2月28日～2017年8月28日	6.36
第9特定期間	2017年8月29日～2018年2月27日	1.20
第10特定期間	2018年2月28日～2018年8月27日	11.44
第11特定期間	2018年8月28日～2019年2月27日	4.20
第12特定期間	2019年2月28日～2019年8月27日	0.12
第13特定期間	2019年8月28日～2020年2月27日	7.01
第14特定期間	2020年2月28日～2020年8月27日	6.79
第15特定期間	2020年8月28日～2021年3月1日	6.47
第16特定期間	2021年3月2日～2021年8月27日	21.62

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第1特定期間	2013年9月3日～2014年2月27日	4,565,302,822	452,006,342
第2特定期間	2014年2月28日～2014年8月27日	1,648,998,172	1,735,785,456
第3特定期間	2014年8月28日～2015年2月27日	3,109,805,552	2,014,287,091
第4特定期間	2015年2月28日～2015年8月27日	1,710,174,996	1,543,058,924
第5特定期間	2015年8月28日～2016年2月29日	171,341,602	2,289,815,314
第6特定期間	2016年3月1日～2016年8月29日	42,838,945	627,436,195
第7特定期間	2016年8月30日～2017年2月27日	88,950,034	463,724,042
第8特定期間	2017年2月28日～2017年8月28日	1,421,469	362,615,034
第9特定期間	2017年8月29日～2018年2月27日	1,158,437	161,786,375
第10特定期間	2018年2月28日～2018年8月27日	809,053	73,499,839
第11特定期間	2018年8月28日～2019年2月27日	779,780	87,680,730
第12特定期間	2019年2月28日～2019年8月27日	978,952	77,551,152
第13特定期間	2019年8月28日～2020年2月27日	489,243	88,896,358
第14特定期間	2020年2月28日～2020年8月27日	394,510	10,040,484
第15特定期間	2020年8月28日～2021年3月1日	372,357	30,633,948
第16特定期間	2021年3月2日～2021年8月27日	278,347	62,433,692

(注) 第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

運用実績

データ基準日：2021年8月31日現在

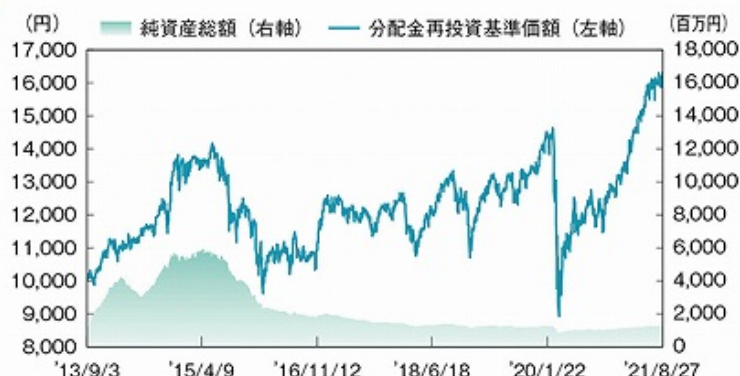
基準価額・純資産総額の推移

基準価額	10,096 円
純資産総額	1,275百万円

分配の推移

決算期	分配金
第28期(2020年 8月27日)	50 円
第29期(2020年11月27日)	50 円
第30期(2021年 3月 1日)	50 円
第31期(2021年 5月27日)	50 円
第32期(2021年 8月27日)	50 円
設定来累計	4,750 円

※分配金は、1万口当たり、税引き前の金額です。



※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。

主要な資産の状況

ファンドの内訳	比率
LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)	98.7%
ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	1.1%
現金等	0.2%
合計	100.0%

※四捨五入の影響により比率の合計は一致しない場合があります。

▶「LM・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)」の運用状況

ファンドの状況	証券種別比率	＜株式等＞の業種別比率
銘柄数	エネルギー MLP 17.5%	情報技術 25.4%
銘柄組入比率	リート 8.0%	金融 16.6%
現金等比率	株式等 74.5%	ヘルスケア 9.4%
予想平均配当利回り		資本財・サービス 7.6%
		公益事業 4.2%
		生活必需品 4.1%
		エネルギー 3.6%
		コミュニケーション・サービス 1.8%
		素材 1.7%

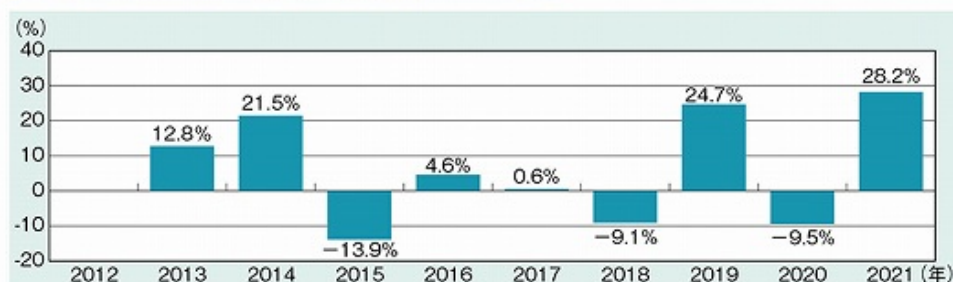
※株式等には優先株式および、エネルギーMLP以外のパートナーシップやLLC等を含みます。リートは優先リートを含みます。
※比率はポートフォリオに対する比率です。内訳は小数第2位を四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。

▶「ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)」の運用状況

組入上位銘柄	銘柄名	比率
	第130回利付国債(20年) 2031年9月償還	70.9%
	第127回利付国債(20年) 2031年3月償還	21.3%
	iシェアーズ・コア日本国債ETF	3.1%
	-	-
	-	-

※比率は「ユナイテッド日本債券マザーファンド」の純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにはベンチマークはありません。ファンドの収益率は税引前分配金を再投資したものと仮定して算出しております。2013年は設定日(9月3日)から12月末までの収益率です。2021年は8月末までの収益率です。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用状況は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申込ください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取コース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取コース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受取るコースです。

（3）申込の受付

販売会社の営業日に受付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。
なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

（5）取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- ニューヨークの銀行休業日
- ニューヨーク取引所の休業日

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

＜あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-6230-9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（8）申込代金の支払

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払ください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止すること、および既に受付けた取得の申込の受付を取消することができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

（１）解約の受付

販売会社の営業日に受付けます。

（２）取扱時間

原則として、午後３時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱となります。

（３）解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問合せください。

- ニューヨークの銀行休業日
- ニューヨーク取引所の休業日

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（１億口または１億円以上の解約は、正午まで）を行う場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・ 基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

< あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク >

電 話 番 号：０３－６２３０－９０１１

受 付 時 間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱が変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

（８）解約代金の支払

原則として、解約請求受付日から起算して６営業日目からお支払します。

（９）受付の中止および取消

- ・ 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受付けた解約請求の受付を取消することができます。
- ・ 解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取扱います。

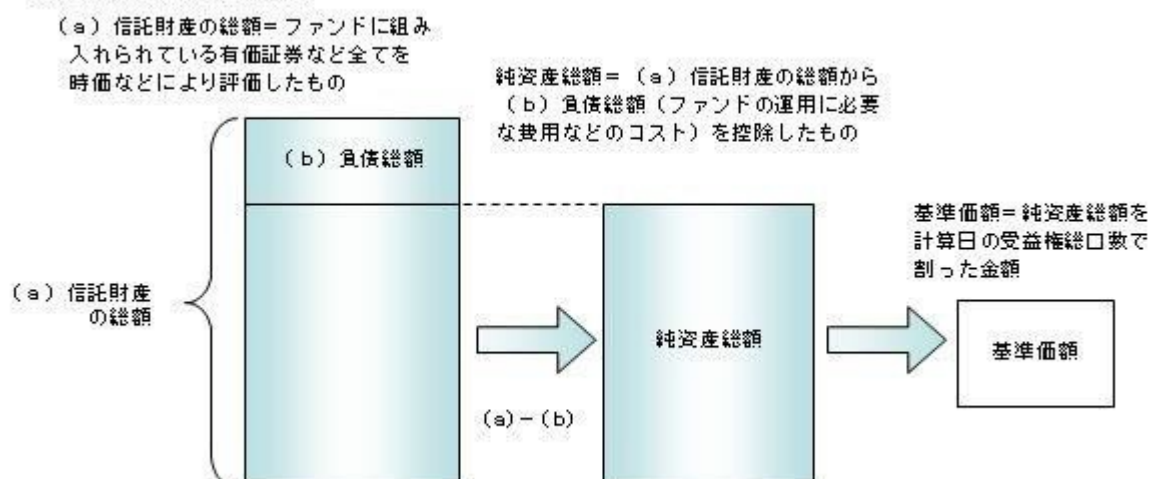
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問合せください。

委託会社の照会先

<あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社 お客様デスク>

電話番号：03 - 6230 - 9011

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時

ホームページアドレス：www.igam.co.jp/

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

2022年11月28日までとします（2013年9月3日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年2月28日から5月27日、5月28日から8月27日、8月28日から11月27日、11月28日から翌年2月27日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
 - ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
 - ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合
 - ロ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ホ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
 - ヘ）この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行われます。

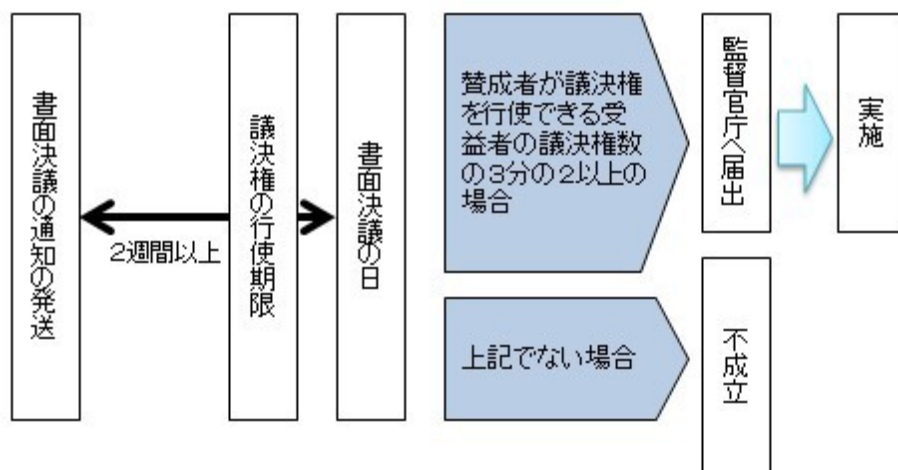
信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を送付します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受付ません。

＜書面決議の主な流れ＞



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレスwww.igam.co.jp/

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（2月、8月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレスwww.igam.co.jp/

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2021年3月2日から2021年8月27日まで)の財務諸表について、イデア監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

米国・シェールMLP・高配当株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

区分	前期 (2021年3月1日現在)	当期 (2021年8月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	542,299
コール・ローン	19,365,892	13,847,354
投資信託受益証券	1,090,278,678	1,257,495,041
流動資産合計	1,109,644,570	1,271,884,694
資産合計	1,109,644,570	1,271,884,694
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	6,624,993	6,314,216
未払解約金	76,671	402,880
未払受託者報酬	123,609	139,724
未払委託者報酬	3,399,254	3,842,384
未払利息	56	37
その他未払費用	1,311,957	833,176
流動負債合計	11,536,540	11,532,417
負債合計	11,536,540	11,532,417
純資産の部		
元本等		
元本	1,324,998,640	1,262,843,295
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	226,890,610	2,491,018
(分配準備積立金)	406,565,083	421,210,540
元本等合計	1,098,108,030	1,260,352,277
純資産合計	1,098,108,030	1,260,352,277
負債純資産合計	1,109,644,570	1,271,884,694

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	前期	当期
	自 2020年8月28日 至 2021年3月1日	自 2021年3月2日 至 2021年8月27日
営業収益		
受取配当金	49,846,204	49,515,387
有価証券売買等損益	27,601,575	193,211,929
その他収益	-	4,434
営業収益合計	77,447,779	242,731,750
営業費用		
支払利息	5,835	4,528
受託者報酬	238,828	263,827
委託者報酬	6,567,729	7,255,076
その他費用	2,809,918	1,754,749
営業費用合計	9,622,310	9,278,180
営業利益又は営業損失()	67,825,469	233,453,570
経常利益又は経常損失()	67,825,469	233,453,570
当期純利益又は当期純損失()	67,825,469	233,453,570
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	103,344	3,969,138
期首剰余金又は期首欠損金()	287,645,719	226,890,610
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,423,987	7,706,212
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	6,423,987	7,706,212
剰余金減少額又は欠損金増加額	77,905	34,869
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	77,905	34,869
分配金	13,313,098	12,756,183
期末剰余金又は期末欠損金()	226,890,610	2,491,018

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期 自 2021年 3 月 2 日 至 2021年 8 月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他	当ファンドの特定期間は原則として、毎年2月28日から8月27日、8月28日から翌年2月27日までとなっておりますが、2021年2月27日が休業日のため、当特定期間は2021年3月2日から2021年8月27日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	前期 (2021年 3 月 1 日現在)	当期 (2021年 8 月27日現在)
1. 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,355,260,231円 期中追加設定元本額 372,357円 期中一部解約元本額 30,633,948円	期首元本額 1,324,998,640円 期中追加設定元本額 278,347円 期中一部解約元本額 62,433,692円
2. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は226,890,610円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は2,491,018円です。
3. 特定期間末日における受益権の総数	1,324,998,640口	1,262,843,295口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前期 自 2020年 8 月28日 至 2021年 3 月 1 日	当期 自 2021年 3 月 2 日 至 2021年 8 月27日
分配金の計算過程	(2020年 8 月28日から 2020年11月27日までの 計算期間)	(2021年 3 月 2 日から 2021年 5 月27日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	19,889,169円	23,957,051円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	10,940,624円	10,640,861円
分配準備積立金額	380,914,939円	395,282,837円
当ファンドの分配対象収益額	411,744,732円	429,880,749円
当ファンドの期末残存口数	1,337,621,125口	1,288,393,441口
1万口当たり収益分配対象額	3,078.18円	3,336.56円
1万口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	6,688,105円	6,441,967円
	(2020年11月28日から 2021年 3 月 1 日までの 計算期間)	(2021年 5 月28日から 2021年 8 月27日までの 計算期間)
費用控除後の配当等収益額	22,847,300円	22,947,586円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	10,891,525円	10,464,393円

分配準備積立金額	390,342,776円	404,577,170円
当ファンドの分配対象収益額	424,081,601円	437,989,149円
当ファンドの期末残存口数	1,324,998,640口	1,262,843,295口
1万口当たり収益分配対象額	3,200.61円	3,468.27円
1万口当たり分配金額	50円	50円
収益分配金金額	6,624,993円	6,314,216円

(金融商品に関する注記)

項目	前期 自 2020年 8月28日 至 2021年 3月 1日	当期 自 2021年 3月 2日 至 2021年 8月27日
1. 金融商品の状況に関する事項	・金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。 ・金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においてはリスク管理に関する委員会を設け、信託約款等の遵守状況や、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニタリングを行い、その結果に基づき運用部門その他関連部署への管理を行っております。 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	・金融商品に対する取組方針 同左 ・金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 ・金融商品に係るリスク管理体制 同左 ・金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
2. 金融商品の時価等に関する事項	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 ・時価の算定方法	・貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左 ・時価の算定方法

	投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
--	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 自 2020年 8 月28日 至 2021年 3 月 1 日	当期 自 2021年 3 月 2 日 至 2021年 8 月27日
	損益に含まれた評価差額(円)	損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	32,879,949	54,296,676
合計	32,879,949	54,296,676

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報)

項目	前期 (2021年 3 月 1 日現在)	当期 (2021年 8 月27日現在)
1口当たり純資産額 (1 万口当たり)	0.8288円 (8,288円)	0.9980円 (9,980円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	L M・アメリカ高配当株ファンド(毎月分配型)(適格機関投資家専用)	1,365,023,361	1,243,399,779	
	ユナイテッド日本債券ベビーファンド(適格機関投資家向け)	14,204,638	14,095,262	
合計		1,379,227,999	1,257,495,041	

(注)投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年8月31日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	1,275,733,550円
負債総額	612,273円
純資産総額(-)	1,275,121,277円
発行済口数	1,262,947,492口
1口当たり純資産額(/)	1.0096円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払などについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2021年9月末現在の委託会社の資本金の額：	475,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	8,000株
発行済株式総数：	7,860株
最近5年間ににおける資本金の額の増減：	2016年12月28日に35,000,000円の増資 2017年2月24日に42,500,000円の増資 2017年3月27日に102,500,000円の減資 2017年12月25日に25,000,000円の増資 2018年2月26日に85,000,000円の増資 2018年3月26日に50,000,000円の増資 2018年12月27日に100,000,000円の減資 2018年12月27日に120,000,000円の増資 2019年3月26日に50,000,000円の増資 2019年9月26日に35,000,000円の増資 2020年1月15日に25,000,000円の増資 2020年3月27日に35,000,000円の増資 2020年8月7日に50,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

2021年9月末現在、委託会社の機構は次のとおりとなっております。

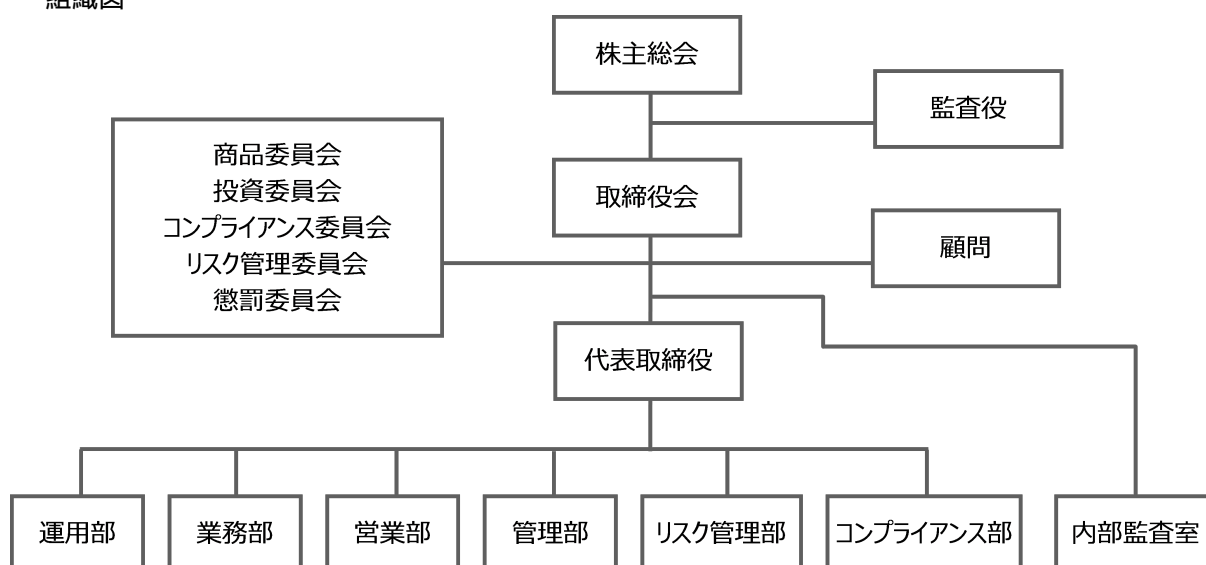
・取締役会

当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行について監督します。3名以上7名以内の取締役で構成され、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。取締役会はその決議をもって、取締役社長を定めます。

・各種委員会

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会の下部機構として商品委員会、投資委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会および懲罰委員会が設置されています。

組織図



2021年9月末現在
投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、運用部が策定した運用方針・運用計画に関する協議・決定を行います。また、リスク管理委員会から提言があった場合には、運用方針・運用計画の見直し方策に関する協議・決定を行います。
投資委員会は、代表取締役社長、コンプライアンス担当取締役、運用部長、各ファンドマネージャー、コンプライアンス部長、リスク管理部長、業務部長、で構成し、原則として月次で開催されます。
2. 運用部のファンドマネージャーは、投資委員会において決定された運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄選択を決定し売買に関する指図を行い、トレーディング担当者は、これに基づき、売買の執行および取引内容の確認を行います。
3. リスク管理委員会において、リスク管理部による運用実績評価・パフォーマンス分析に基づき、運用状況の検証を行います。また、必要に応じ、運用方針・運用計画の見直しを投資委員会に提言します。
リスク管理委員会は、代表取締役社長、コンプライアンス担当責任者、リスク管理部長、各部の責任者および内部監査室長で構成し、原則として月次で開催されます。
2021年9月末現在

2021年1月29日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、委託会社への行政処分を行うよう勧告を行いました。当該勧告を受け金融庁は、2021年2月3日、委託会社に対し、金融商品取引法第51条の規定に基づき、業務改善命令の行政処分を行いました。

業務改善命令の内容は下記1)～7)のとおりです。

業務改善命令文中の「本件公募投信」とは、「あい・パワーファンド」を言います。

業務改善命令文中の「本件私募投信」とは、これと主投資対象を同じくする「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」を言います。

「あい・パワーファンド」および「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」の主投資対象は、ケイマン籍ファンド「Spectra SPC - Powerfund JP Segregated Portfolio」です。

- 1) 本件公募投信及び本件私募投信の運用・管理の実態を早急に把握すること。
- 2) 本件公募投信及び本件私募投信の受益者に対し、受益者間の公平に配慮しつつ、今回の行政処分の内容を十分に説明し、運用財産についての正確な状況を確認できるまでの間は解約請求に基づく払戻しを停止するなど適切な対応を行うこと。
- 3) 投資運用業者として、公正かつ適切な業務運営を実現するため、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを図ること。
- 4) 特に、過去に二度の行政処分を受け、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、経営陣による責任ある法令等遵守体制及び内部管理体制の構築、並びに、これらを着実に実現するための業務運営方法の見直しを行ったにもかかわらず、投資運用業者として、善良な管理者の注意をもって、適切な投資判断や運用財産の管理を行うための十分な調査等を実施していないことなどについて、その発生原因を究明した上で、具体的な再発防止策を策定すること。
- 5) 今般の検査結果を踏まえ、経営陣を含めた責任の所在の明確化を図ること。
- 6) 上記1)、2)について、令和3年2月17日までに書面で報告すること。
- 7) 上記3)～5)について、令和3年3月5日までに書面で報告すること。

委託会社は、2021年2月17日および同年3月5日に、同命令について記載した報告書を提出しましたが、2021年4月2日、金融庁より、委託会社が同命令に違反しており、受益者保護の観点から重大な問題があるとして、金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき業務停止命令を、同法第51条の規定に基づき業務改善命令を受けました。

行政処分の内容は下記(1)および(2)のとおりです。

(1) 業務停止命令

- 1) 投資運用業の新たな契約の締結禁止（令和3年4月2日から同年7月1日までの間）

２）本件投資信託に係る運用の停止（令和３年４月２日から同年７月１日までの間）

（２）業務改善命令

- １）本件投資信託の受益者に対し、今回の行政処分の内容を十分に説明すること。
- ２）本件投資信託の運用・管理の実態が把握できていない状況が継続しているため、受益者保護の観点から、受益者間の公平に配慮の上、運用を停止する期間において速やかな償還その他顧客資産の保全のために必要な手続をとること。
- ３）上記業務停止の期間において、投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等について、十分な調査・検討を実施・継続していく態勢を整備すること。
- ４）今般の行政処分を踏まえ、健全かつ適切な業務運営を確保するために経営体制の抜本的な見直しを図ること。
- ５）上記１）、２）については、令和３年４月２日から同月16日までの間は翌営業日まで、以降は、当面の間、毎週末までの状況を翌週の最初の営業日までに報告すること。
- ６）上記３）、４）については、業務改善計画の実施完了までの間、１か月ごとの進捗・実施状況を翌月10日までに報告すること。

これを受け、「あい・パワーファンド」および「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」は、各約款に定める、信託契約に関する監督官庁の命令による償還が行われることが決定し、その後2021年６月９日付で当該２ファンドは償還されました。

委託会社として当社は、この度の業務停止命令および業務改善命令を真摯に受け止め、同様事案の再発防止を徹底するとともに、全役職員あげて法令等遵守意識を高めつつ、継続して経営管理態勢、内部管理態勢の強化ならびに適切な顧客対応に努めてまいり所存です。

２【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2021年８月末現在、委託会社が、運用する投資信託(総ファンド数３本、純資産総額1,302百万円。ただし、親投資信託は除きます。)は以下のとおりです。

ファンドの種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	3	1,302
単位型株式投資信託	0	0
合計	3	1,302

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68,145	72,248
前払費用	3,794	4,942
未収入金	-	0
未収委託者報酬	28,467	59,281
未収収益	37	-
立替金	9,534	12,687
未収消費税等	7,351	-
流動資産合計	117,331	149,160
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	0	0
器具備品（純額）	1 0	1 0
有形固定資産合計	0	0
固定資産合計	0	0
資産合計	117,331	149,160
負債の部		
流動負債		
関係会社短期借入金	30,000	30,000
預り金	2,382	1,563
未払金	3,283	5,061
未払手数料	9,830	21,689
未払費用	1,608	1,978
未払法人税等	4,227	3,214
未払消費税等	-	2,589
流動負債合計	51,332	66,096
負債合計	51,332	66,096
純資産の部		
株主資本		
資本金	425,000	475,000
資本剰余金		
資本準備金	170,000	220,000
その他資本剰余金	6,629	6,629
資本剰余金合計	176,629	226,629
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	535,630	618,565
利益剰余金合計	535,630	618,565
株主資本合計	65,999	83,063
純資産合計	65,999	83,063
負債・純資産合計	117,331	149,160

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日）		当事業年度 （自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日）	
営業収益				
委託者報酬		68,372		197,484
運用受託報酬		67		10
営業収益合計		68,440		197,495
営業費用				
支払手数料		25,421	1	67,904
広告宣伝費		5,513		2,154
調査費		16,271		18,523
図書費		203		249
委託計算費		441		535
通信費		3,959		3,827
印刷費		4,126		3,869
諸会費		1,886		1,820
営業費用合計		57,823		98,885
一般管理費				
給料・手当		139,202		114,560
役員報酬		33,600		23,100
租税公課		6,637		6,483
不動産賃借料	1	20,924	1	20,924
消耗器具備品費	1	3,803	1	3,573
機器賃借料		6,601		7,761
法律専門家報酬		373		2,154
新人採用費		9,775		2,070
業務委託費		23,880		29,902
諸経費	1	28,933	1	18,727
一般管理費合計		273,731		229,257
営業損失		263,114		130,647
営業外収益				
受取利息		-		0
助成金収入		-		194
その他営業外収益		6		6
営業外収益合計		6		200
営業外費用				
支払利息	1	299	1	442
過年度消費税等		-		602
営業外費用合計		299		1,045
経常損失		263,407		131,492
特別利益				
受贈益		-	1, 3	59,511
特別利益合計		-		59,511
特別損失				
支払報酬		-	4	9,511
減損損失	2	1,855	2	493
特別損失合計		1,855		10,004
税引前当期純損失		265,262		81,985
法人税、住民税及び事業税		265		950
当期純損失		265,528		82,935

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	330,000	75,000	6,629	81,629	270,101	270,101	141,527	141,527
当期変動額								
増資	95,000	95,000		95,000			190,000	190,000
当期純損失 ()					265,528	265,528	265,528	265,528
当期変動額合計	95,000	95,000	-	95,000	265,528	265,528	75,528	75,528
当期末残高	425,000	170,000	6,629	176,629	535,630	535,630	65,999	65,999

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	425,000	170,000	6,629	176,629	535,630	535,630	65,999	65,999
当期変動額								
増資	50,000	50,000		50,000			100,000	100,000
当期純損失 ()					82,935	82,935	82,935	82,935
当期変動額合計	50,000	50,000	-	50,000	82,935	82,935	17,064	17,064
当期末残高	475,000	220,000	6,629	226,629	618,565	618,565	83,063	83,063

〔 注記事項 〕

（ 継続企業の前提に関する事項 ）

当社は、当事業年度まで15期連続して営業損失を計上しており、また、当事業年度において130,647千円の営業損失を計上しており、投資運用業の登録要件である一定の純資産額（50,000千円）の維持及び事業資金の確保が当面必要とされる状況にあります。また、当社は、金融庁より、2021年2月3日付で行政処分（業務改善命令）を受け、2021年2月17日及び同年3月5日付で改善報告書を提出しましたが、重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、2021年4月2日付にて、2021年2月3日付の業務改善命令に対しても違反しており、当社が設定及び運用を行う公募投資信託「あい・パワーファンド」及び私募投資信託「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」の運用・管理の実態が把握できていない状況並びに当社の経営管理態勢の抜本的な見直しのための具体的な再発防止策を策定していない状況に関して、受益者保護の観点から重大な問題があるとして、行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受け、併せて、上記2ファンドの速やかな償還手続をとるよう命じられました。上記2ファンドは当社の主力ファンドであったことから、償還日以降の大幅な減収が見込まれております。

このため、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消、または改善するため、2021年度内に以下の対応策を講じてまいります。

（ 1 ）再発防止策

当社は、この度の業務停止命令及び業務改善命令を真摯に受け止め、同様事案の再発防止を徹底するとともに、全役職員あげてコンプライアンス遵守の意識を高めつつ、新たな経営管理態勢、内部管理態勢を確立した上で、2021年7月10日までに今回の行政処分に対する改善報告書を金融庁に提出する予定であり、今後とも適切な顧客対応に努めてまいります。

具体的な再発防止策として、以下の取り組みを実施してまいります。

- 役員のコンプライアンス意識の向上と組織体制の見直し
- 社内規程の見直し・マニュアルの策定による手続・運用の明確化
 - イ）相互牽制を可能とする社内態勢・承認手続の整備
 - ロ）運用部におけるデューデリジェンスや継続的なモニタリングのプロセスの見直し
 - ハ）運用部の組織体制の見直し
 - ニ）業務部及びコンプライアンス部の組織体制の見直し
 - ホ）投資委員会及び商品委員会の運営方法の見直し
- 手続・運用等についての社内研修の実施
- 社外の専門家による助言態勢

（ 2 ）新たなファンドの立上げ

当社は、上述の通り、コンプライアンス遵守はもちろんのこと、投資運用業を営む金融商品取引業者として投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法等について 十分な調査・検討を実施・継続していく態勢を整備した上で、2021年度内に上記2ファンドの代わりに収益の柱となる新たなファンドを立上げ、事業の安定を図ってまいります。

当社は、投資家の皆様が求める投資機会を得られるよう、業界内外のリソースを活用し、高度な専門性を有した国内外の資産運用手法の発掘・開発から商品化を目標に、当社の経営資源であるグローバル・ネットワークを最大限に活用したファンドの立上げを目指してまいります。

（ 3 ）資金調達

当社は、今後の事業継続並びに収益性のある新たなファンドの確立の為に必要な資金を親会社からの増資等により順次調達し、財務状況の改善を図ってまいります。

具体的には、重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、2021年6月4日に親会社からの30,000千円の借入を実行し、2021年6月25日に前記の借入を返済した上で、新たに親会社から90,000千円の贈与を受けました。

なお、その後も新たなファンドの立上げを含め、事業収益を向上させるための投資を実行するにあたり、順次親会社からの増資等による資金調達を実施してまいります。

（４）収益性の強化

当社は、収益基盤の改善を進めるために、2021年7月までに経営体制の抜本的な見直しを行い、事業活動の効率化を図るとともに、経費の削減等にも取り組み、継続して収益性の強化に努めてまいります。

具体的な改善策としては、人件費を含めた経費の洗い出しを実施し、徹底したコスト削減を実施することはもちろんのこと、お取引先さまの協力のもと、原価低減の交渉も積極的に進めてまいります。

しかしながら、これらの改善策ならびに対応策は現在策定中であり実施途上にあるため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

（重要な会計方針）

１．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。

（２）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

２．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

当事業年度（2021年3月31日）

１．繰延税金資産の回収可能性

（１）当事業年度に計上した額

- 千円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、翌事業年度以降の課税所得の見込みに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しておりますが、過去３事業年度及び当事業年度において、税務上の繰越欠損金が生じており、合理的に仮定した場合に翌事業年度においても税務上の繰越欠損金が見込まれることから、繰延税金資産の回収可能性はないものと判断しております。なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」の注記に記載の通りであります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに基づい

ているため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円	1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 器具備品 37千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2019年4月1日 至2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至2021年3月31日)
1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高 21,677千円 営業取引以外の取引による取引高 299千円	1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次の通りであります。 営業取引による取引高 営業費用 12,725千円 一般管理費 21,646千円 営業取引以外の取引による取引高 支払利息 442千円 受贈益 9,511千円

2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（1,855千円）しております。その内訳は、器具備品719千円、ソフトウェア1,135千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値（備忘価額）により測定しております。

3 -

4 -

2 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
本社(東京都港区)	事業用資産	器具備品、ソフトウェア

当社は、投資運用業を行う単一の事業を行っており、全体を一つのキャッシュ・フロー生成単位としてグルーピングしております。

継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上（493千円）しております。その内訳は、器具備品361千円、ソフトウェア132千円であります。

なお、回収可能価額は使用価値（備忘価額）により測定しております。

3 受贈益の内訳は次の通りであります。

当社の取締役であり当社の親会社iホールディングス株式会社の代表取締役社長である齋家恆氏より当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたもの	50,000千円
当社の親会社iホールディングス株式会社より当社の行政処分に係る弁護士報酬について負担を受けたもの	9,511千円

4 行政処分に係る弁護士報酬であります。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,280	380	-	7,660

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

株主割当増資（新株の発行）による増加

380株

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	7,660	200	-	7,860

（注）増加数の内訳は次のとおりであります。

総数引受契約に基づく増資（新株の発行）による増加

200株

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金等に限定し、親会社からの借入により資金を調達しております。当社は、デリバティブ取引は行っておりません。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬及び立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、経理規程に従い、常に取引先毎の残高を把握し、管理に万全を期す体制をとっております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 ()	時 価 ()	差 額
(1) 現金及び預金	68,145	68,145	-
(2) 未収委託者報酬	28,467	28,467	-
(3) 立替金	9,534	9,534	-
(4) 関係会社短期借入金	(30,000)	(30,000)	-
(5) 未払金	(3,283)	(3,283)	-
(6) 未払手数料	(9,830)	(9,830)	-

() 負債に計上されているものは、() で示しています。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 関係会社短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2021年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額 ()	時 価 ()	差 額
(1) 現金及び預金	72,248	72,248	-
(2) 未収委託者報酬	59,281	59,281	-
(3) 立替金	12,687	12,687	-
(4) 関係会社短期借入金	(30,000)	(30,000)	-
(5) 未払金	(5,061)	(5,061)	-
(6) 未払手数料	(21,689)	(21,689)	-

() 負債に計上されているものは、() で示しています。

（注）１．金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 立替金、(4) 関係会社短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

２．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年３月31日）（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	68,145
未収委託者報酬	28,467
立替金	9,534
合 計	106,148

当事業年度（2021年３月31日）（単位：千円）

	1年以内
現金及び預金	72,248
未収委託者報酬	59,281
立替金	12,687
合 計	144,217

３．金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年３月31日）（単位：千円）

	1年以内
関係会社短期借入金	30,000
合 計	30,000

当事業年度（2021年３月31日）（単位：千円）

	1年以内
関係会社短期借入金	30,000
合 計	30,000

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金(*2)	319,619	262,295
未確定債務	142	527
減損損失	2,199	1,889
その他	5	-
繰延税金資産小計	321,967	264,712
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	319,619	262,295
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	2,347	2,417
評価性引当額小計(*1)	321,967	264,712
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債	-	-
繰延税金資産の純額	-	-

(*1) 評価性引当額が57,255千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が57,324千円減少したことに伴うものであります。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	82,575	-	71,127	-	-	165,917	319,619
評価性引当額	82,575	-	71,127	-	-	165,917	319,619
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

当事業年度（2021年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	71,127	-	-	-	191,167	262,295
評価性引当額	-	71,127	-	-	-	191,167	262,295
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔 関連情報 〕

１．製品及びサービスごとの情報

損益計算書で委託者報酬及び運用受託報酬等区分して記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

〔 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 〕

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔 報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報 〕

該当事項はありません。

〔 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 〕

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（1）親会社等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引 の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	iホールディングス(株)	東京都港区	70百万円	純粹持株会社	被所有 直接 60%	資金の 借入 増資 役員の 兼任	株主割 当増資 （注2）	114,000	-	-
							短期借 入金	30,000	関係会 社短期 借入金	30,000
							借入金 利息(注 3)	299	未払費 用	299
	あい証券 (株)	東京都港区	250百万円	証券業	被所有 直接 40%	増資 転貸借 契約	株主割 当増資 （注2）	76,000	-	-
							不動産 賃借料 （注4）	20,924	前払費 用	1,918
							水道光 熱費	730	-	-
							消耗器 具備品 費	22	-	-

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．株主割当による新株の発行を１株につき500千円で行ったものであります。

３．市場金利を勘案して合理的に決定しております。

４．事務所の賃借料は、市場価格を勘案し決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

（単位：千円）

種類	会社等の 名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有（被所 有）割合	関連当事 者との関 係	取引 の内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	iホールディングス(株)	東京都港区	70百万円	純粋持株会社	被所有 直接 60%	増資 資金の 借入 資金援助 役員の 兼任	増資（注2）	60,000	-	-
							短期借入金	-	関係会社短期借入金	30,000
							借入金利息(注3)	442	未払費用	442
							受贈益(注4)	9,511	-	-
	あい証券(株)	東京都港区	250百万円	証券業	被所有 直接 40%	増資 証券投資 信託受益 証券の募 集販売 転貸借 契約	増資（注2）	40,000	-	-
							証券投資信託の代行手数料(注5)	12,725	未払手数料	4,590
							不動産賃借料(注6)	20,924	前払費用	1,918
							水道光熱費	713	-	-
							消耗器具備品費	9	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

２．総数引受契約による新株の発行を１株につき500千円で行ったものであります。

３．市場金利を勘案して合理的に決定しております。

４．当社の行政処分に係る弁護士報酬について負担を受けたものであります。

５．証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

６．事務所の賃借料は、市場価格を勘案し決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	齋 家恒	-	-	当社取締役 iホールディングス(株) 代表取締役	被所有 間接 60%	資金援助	受贈益 (注1)	50,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当社の営業を支援する目的で現金の贈与を受けたものであります。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

i ホールディングス(株) (非上場)

あい証券(株) (非上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	8,616円07銭	10,567円93銭
1株当たり当期純損失金額	36,013円64銭	10,647円73銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失	265,528千円	82,935千円
普通株式に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純損失	265,528千円	82,935千円
普通株式の期中平均株式数	7,373株	7,789株

（重要な後発事象）

１．行政処分

当社は、金融庁より、2021年２月３日付で行政処分（業務改善命令）を受け、2021年２月17日及び同年３月５日付で改善報告書を提出しましたが、2021年４月２日付にて、2021年２月３日付の業務改善命令に対しても違反しており、当社が設定及び運用を行う公募投資信託「あい・パワーファンド」及び私募投資信託「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」の運用・管理の実態が把握できていない状況並びに当社の経営管理態勢の抜本的な見直しのための具体的な再発防止策を策定していない状況に関して、受益者保護の観点から重大な問題があるとして、行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受け、併せて、これら２ファンドの速やかな償還手続をとるよう命じられ、2021年６月９日付で償還いたしました。

上記２ファンドは、当社の主力ファンドであったことから、償還日以降、営業収益及び対応する営業費用が大幅に減少する見込みであります。

また、上記２ファンドの償還を実施するに伴い、実質的に運用を停止した2021年４月８日から償還日である2021年６月９日までの間に上記２ファンドの信託財産から控除された運用管理費用（信託報酬）のうち、当社委託者報酬約36百万円を償還時に信託財産へ返金する方法で返上しており、またこの委託者報酬のうち、販売会社の代行手数料約10百万円は、販売会社より当社へ返金する方法で返上される見込みであるため、2022年３月期において、委託者報酬返上による約36百万円の特別損失及び販売会社代行手数料返上による約10百万円の特別利益を計上する見込みであります。

また、従来、上記２ファンドの信託財産にて負担していたファンドの信託事務の処理等に要する諸費用のうち、当社投資運用業の維持に関する諸費用を、償還後は当社にて負担するため、当該償還日以降、月額約1.8百万円程度の営業費用及び一般管理費の増加が見込まれます。

２．資金の借入

当社は、2021年６月１日開催の取締役会において、30,000千円の資金の借入について決議し、以下のとおり借入を実行いたしました。

(1)資金用途	運転資金
(2)借入先	iホールディングス株式会社
(3)借入金額	30,000千円
(4)利率	年1.475%
(5)返済条件	期限一括返済
(6)借入実行日	2021年６月４日
(7)返済期限	2022年３月31日
(8)担保提供又は保証内容	なし

３．贈与

当社は、2021年６月25日開催の取締役会において、90,000千円の金銭の贈与を受けることを決議し、同日付で贈与契約を締結し、贈与を受けました。贈与の概要は以下のとおりであります。

(1)資金用途	運転資金
(2)贈与者	iホールディングス株式会社
(3)贈与金額	90,000千円
(4)贈与実行日	2021年６月25日
(5)贈与方法	贈与金90,000千円のうち60,000千円については金銭による払込とし、残金30,000千円については、上記２．の借入金30,000千円をiホールディングス株式会社に返済した上で同社より同日に贈与を受ける。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額 : 10,000百万円(2021年9月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本マスタートラスト信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年9月末現在)	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
おきぎん証券株式会社	850百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2021年3月11日	臨時報告書
2021年5月27日	有価証券届出書
2021年5月27日	有価証券報告書
2021年6月8日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2021年6月25日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人
東京都中央区

指定社員

公認会計士 立 野 晴 朗

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているあいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続して営業損失を計上し、投資運用業の登録要件である一定の純資産額の維持及び事業資金の確保が必要とされる状況にある。また、会社は金融庁より行政処分を受け、会社が設定及び運用を行う公募投資信託「あい・パワーファンド」及び私募投資信託「あい・パワーファンド（適格機関投資家向け）」の速やかな償還手続きをとるよう命じられた。上記2ファンドは会社の主力ファンドであったことから、償還日以降の大幅な減収が見込まれている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は金融庁より2021年4月2日付で行政処分（業務停止命令及び業務改善命令）を受け、併せて、主力2ファンドの償還手続きをとるよう命じられ、2021年6月9日付で償還した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年6月1日開催の取締役会において資金の借入を決議し、2021年6月4日付で借入を実行した。
3. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年6月25日付で贈与契約を締結し、同日付で金銭の贈与を受けた。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。

2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月12日

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

公認会計士 立 野 晴 朗

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国・シェールMLP・高配当株ファンドの2021年3月2日から2021年8月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、米国・シェールMLP・高配当株ファンドの2021年8月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

あいグローバル・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。